

令和 3 年度 10 回福岡市開発審査会 会議録

開催日	令和 4 年 3 月 1 5 日 (火) 午後 3 時 00 分から 午後 3 時 30 分まで	場所	福岡市役所 北別館 4 階 土地開発公社跡
出席者	委員	萩島会長、林副会長、志賀委員、鳥飼委員、藤野委員	
	福岡市	住宅都市局 建築指導部 柴田部長 開発・建築調整課 岳本課長、野元係長、瀬古係長、栗原、佐藤 保健福祉局 介護保険課 平野係長、黒岩、上妻 環境局 計画課 池澤係長、柴本	
	福岡県	教育庁	

凡例：以下において、○は委員、△は福岡市職員（住宅都市局）、■は福岡市職員（総務企画局）の発言を示す。

第 10 号議案

〈介護付有料老人ホーム〉

○申請地北側に隣接している特別養護老人ホームの事業者は、今回と同じ事業者か。

△同じ事業者である。

○介護付有料老人ホームの昨年度の公募状況はどうか。また、本施設の公募時期はいつからか。

△公募は今年度から行っており、今年度は 120 床の公募に対し本施設 29 床の応募のみである。公募募集時期は令和 4 年 4 月から 7 月までである。

第 11 号議案

〈その他のもの（県立学校の増築(特別支援学校)）〉

○児童生徒数の将来推計から増築が必要とあるが、生徒数増加の根拠はあるのか。

△今回増築を行う特別支援学校については、関係法令の法整備が平成 19 年度に行われ、これまで障がいがあっても特別支援学校に通わせていなかった生徒の保護者のニーズが増えている。

○通学するのは何歳か。

△小学校 1 年生から高校 3 年生までである。

○増築を行う部分は現在グラウンドやコートとして利用されているが、増築後はどうするのか。

△学校敷地内の別部分に設ける。

第 12 号議案

〈その他のもの（ごみ処理施設（一般廃棄物と産業廃棄物を共に扱う処理施設））〉

○申請者は本施設の用途と同様な施設の運営経験はあるか。

△申請者は他都市で運営経験があり、周辺への配慮も行われると考えている。

○附議基準では市街化区域内において行うことが「困難」又は「著しく不適當」と認められるものについて附議できるとあるが、今回はどちらにあたるか。

△両方にあたる。

(採決)

○ 承認する。